

点検業務委託料算出書

委託名称：令和8年度 特定建築物定期点検業務委託(消防局ほか53施設)

委託金額： 一金 円 (業務価格)
一金 円 (保全業務費:税込み)

委託場所：松戸市が指定する場所

委託期間： 自 令和 8年 月 日
至 令和 9年 3月 12日

設計年月日： 令和 8年 5月

委託金の支払いについては松戸市財務規則による。

参考

設計書 内訳

名称	摘要	数量	金額	備考
(業務価格)				
直接人件費		一式		
諸経費		一式		
業務価格 (計)				
消費税及び地方消費税				
保全業務費(税込み)				

設計書 内訳(中科目)

名称	摘要	数量	金額	備考
(業務価格)				
直接人件費				
(A)直接人件費		一式		
計				
諸経費				
(B)直接物品費		一式		
(C)業務管理費		一式		
(D)一般管理費等		一式		
計				

令和8年度 特定建築物定期点検業務委託（消防局ほか53施設）

仕様書

1. 業務名称

令和8年度 特定建築物定期点検業務委託（消防局ほか53施設）

2. 業務の概要

松戸市が所有する公共建築物等について、建築基準法第12条第2項に基づき、損傷、腐食その他の劣化の状況等の点検(以下、「定期点検」という)を行い、報告書を作成し説明をする。
なお、点検の実施方法等の詳細については、「7.業務の詳細」を適用する。

3. 業務の委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月12日まで

4. 点検対象施設の概要

「点検施設一覧表（別紙1）」による。

5. 点検者の資格要件

建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士、二級建築士又は特定建築物調査員のいずれかの資格を有するものとする。

6. 業務内容

- (1) 定期点検の実施
- (2) 報告書の作成及び説明

7. 業務の詳細

(1) 定期点検について

(ア) 点検項目

- (a) 平成20年3月10日国土交通省告示第282号（以下、「告示第282号」という。）

別表に記載の項目とする。

「点検施設一覧表（別紙1）」に記載の施設の定期点検及び該当する施設の全面打診等を行う。

(イ) 点検の方法・進め方

- (a) 定期点検は、目視、打診、触診及び動作確認等により行うものとする。

原則として、足場等の設置は行わない。高い天井面、急傾斜の屋根面等の通常的手段で接近できない箇所は、双眼鏡等により可能な範囲で点検する。

また、室内に設置された機械器具、重量物品等の移動が困難な場合はそのままの状態

で点検する。

- (b) 定期点検において、要是正箇所並びに特記すべき事項があると判断するものについては、図面に記入の上、写真を撮影し、定められた様式に整理する。
- (c) 定期点検の実施にあたっては、特に以下の点に留意して行うこと。
 - ① 前回の定期点検において指摘された各事項について、その後の処置状況や劣化の進行状態（初回点検時は除く。）
 - ② 告示第282号の項目以外で不具合等が発見された場合は、簡易に点検できるものは同時に点検・調査等を行うこと。
 - ③ コンクリート片の落下等、事故の未然防止の観点、及び火災発生時等に避難確保が図れないなどの安全面からも点検を行うこと。
- (d) 告示第282号別表「(ろ) 調査方法」欄において、他の点検の記録により確認することで足りるとされている項目については、他の点検の実施状況を確認し、その結果を調査結果表に記載する。
- (e) 告示第282号別表「(ろ) 調査方法」欄において、設計図書等により確認するとされている項目について、設計図書等がない場合は、目視・測定等により判断し得る範囲での確認及び点検を行う。
- (f) 外壁の全面打診等については、手の届く範囲をテストハンマー等で実施し、その他の部分は原則、赤外線装置で行う。
- (g) 安全面で緊急に対応が必要な箇所（別紙2）を発見した場合は、点検終了後速やかに施設管理者及び監督職員へ報告を行うこと。

(2) 報告書の作成及び説明

(ア) 報告書について

施設ごとに、下記の様式等に必要項目を記載し提出する。

(a) 調査結果表（別紙3）

記入にあたっては、調査結果表文末及び10.(8)基準図書に記載の注意事項に留意すること。要是正または特記すべき事項がある場合は、(b)点検結果図及び(c)点検写真台帳と同じ通し番号を記載すること。要是正項目のうち、安全面で緊急に対応が必要と判断する箇所については、別紙を参照して記載すること。

(b) 調査結果図（別紙4）

要是正または特記すべき事項がある場合は、(a)調査結果表及び(c)点検写真台帳と同じ通し番号を記載すること。

(c) 点検写真台帳（別紙5）

要是正または特記すべき事項がある場合は、(a)調査結果表及び(b)点検結果図と同じ通し番号を記載すること。

(d) 外壁全面打診等 関係（任意様式）

- ・ 赤外線画像解析・診断
- ・ 損傷立面図
- ・ 赤外線解析画像台帳

- ・ 損傷箇所写真台帳
- ・ 外壁調査報告書

(イ) 説明について

すべての施設の点検完了後、報告書の内容について、監督職員へ説明を行うこと。
ただし 7.(1).(イ).(g)に関しては、その都度必要に応じて説明をすること。

8. 業務の実施

- (1) 受託者は、業務実施前に当該業務における業務実施計画書を監督職員へ提出すること。
- (2) 業務実施計画書は、現地調査方法、報告書様式、作業員名簿、資格証写し等を記載すること。
- (3) 現地調査にあたっては、施設管理者と作業日程等について打ち合わせを行い、監督職員の承諾を得たうえで実施する。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況を定期的に監督職員に報告しなくてはならない。
- (5) 発注者は、対象建築物に関する下記資料を必要に応じて電子データ等で貸与する。
 - ・ 点検用 図面 一式
 - ・ 新築・各改修工事設計図書 一式 等

9. 成果物

(1) 提出物

報告書 ・ A4 ファイル綴じ 1部

・ CD-ROM による電子データ提出 1部

(ウイルス駆除ソフトで検証した上で、データ内容・作成日時・作成者等、を記載)

(2) 成果物の帰属

成果物の管理及び権利の帰属は、すべて発注者のものとし、発注者が承諾した場合を除き、受託者は成果物を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

10. その他・注意事項等

- (1) 現場調査の際は、名札もしくは腕章を着用すること。
- (2) 本業務に使用する工具、資材、計測機器等は、原則として受託者の負担とする。
- (3) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、施設を損傷することのないよう配慮するとともに、施設利用者・関係者の安全の確保を図ること。
- (4) 業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を十分に理解するとともに遵守し、業務の円滑な遂行を図る。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、監督職員との協議により決定することとする。
- (6) 受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者にもらしてはならない。
- (7) 受託者の不注意又は不適当な業務履行により生じた事故等は、受託者が責任をもって対応すること。また、すみやかに発注者に報告するとともに報告書を提出すること。
- (8) 特記なき事項は以下のとおりとし、最新の基準図書を参考のうえ、点検項目に応じて、目視・打診・触診・聴診・可動確認・測定等により点検を行うこと。

【基準図書】

- ・「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」 （財団法人建築保全センター）
- ・「特定建築物定期調査業務基準」 （財団法人日本建築防災協会）
- ・「建築設備定期検査業務基準書」 （財団法人日本建築設備・昇降機センター）
- ・「防火設備定期検査業務基準」 （財団法人日本建築防災協会）
- ・「タイル外壁及びモルタル塗り外壁 定期的診断マニュアル
（公益社団法人 ロングライフビル推進協会）
- ・「定期報告制度における赤外線調査(無人航空機による赤外線調査を含む)による外壁調査
ガイドライン」
（赤外線装置を搭載したドローン等による外壁調査手法に係る体制整備検討委員会）

特定建築物 点検施設一覧表

通し番号	施設名	住所	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	地下 (階)	地上 (階)	構造	しゅん工 年月日	点検内容			根拠条文	備考
									建築物	外壁全面打診等	外壁面積 (㎡)		
1	消防局	松戸新田114番地の5	4,736.85	4,356.97	1	5	RC造	S42.6.1	◎			令14条の2 事務所 (F≧3 200㎡超)	
2	中央消防署	松戸新田114番地の5	-	3,316.33	0	3	RC造	H31.1.1	◎			令14条の2 事務所 (F≧3 200㎡超)	敷地は消防局と同一
3	小金消防署	二ツ木2003番地の3	1,661.71	1,775.61	0	3	RC造	H24.12.27	◎			令14条の2 事務所 (F≧3 200㎡超)	
4	五香消防署	五香西三丁目8番地の1	1,340.00	1,589.45	0	2	RC造	H14.10.1	◎			令14条の2 事務所 (F≧3 200㎡超)	
5	子ども読書推進センター	松戸2,062番地	9,259.00	812.00	0	2	RC造	S46.6.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 図書館	学校敷地の一部にあるため、 敷地調査は施設周辺のみ対象
6	タウンスクール根木内	小金原二丁目3番地	23,140.00	1,165.35	0	3	RC造	S52.3.1	◎			別表 (い) 欄 (2) 児童福祉施設	
7	戸定邸	松戸638番地の4	10,421.53	912.11	0	2	W造	S53.3.1	◎			重要文化財	
8	中部小学校	松戸2,062番地	9,259.00	6,515.00	0	4	RC造	S46.6.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
9	東部小学校	高塚新田382番地の1	22,505.00	7,257.94	0	3	RC造	S44.7.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
10	北部小学校	根本217番地	11,590.00	8,189.21	0	4	RC造	S42.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
11	相模台小学校	岩瀬454番地	11,120.00	7,089.87	0	4	RC造	S43.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
12	南部小学校	小山148番地	11,265.00	5,975.83	0	4	RC造	S42.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
13	矢切小学校	中矢切540番地	10,182.00	7,090.85	0	5	RC造	S43.3.1	◎	○	1,856	別表 (い) 欄 (3) 学校	
14	高木小学校	金ヶ作120番地	12,574.00	6,013.61	0	3	RC造	S39.6.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
15	高木第二小学校	五香四丁目18番地の1	18,268.00	7,523.25	0	4	RC造	S42.3.1	◎	○	4,548	別表 (い) 欄 (3) 学校	
16	馬橋小学校	西馬橋一丁目12番地の1	12,905.00	7,328.85	0	3	RC造	S41.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
17	小金小学校	小金355番地	11,829.00	8,496.05	0	5	RC造	S40.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
18	常盤平第一小学校	常盤平七丁目1番地	18,373.00	6,112.96	0	3	RC造	S35.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
19	常盤平第三小学校	常盤平西窪町25番地の1	15,053.00	6,938.34	0	3	RC造	S42.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
20	稔台小学校	稔台二丁目36番地の1	14,260.00	7,160.96	0	3	RC造	S40.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
21	常盤平第二小学校	常盤平四丁目18番地	17,965.00	6,518.51	0	3	RC造	S40.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
22	上本郷小学校	上本郷3,620番地	15,171.00	6,981.51	0	3	RC造	S43.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
23	小金北小学校	殿平賀270番地	13,320.00	6,070.70	0	3	RC造	S43.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
24	根木内小学校	小金原二丁目3番地	23,140.00	7,431.52	0	3	RC造	S44.4.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
25	栗ヶ沢小学校	小金原七丁目16番地	23,141.00	8,020.20	0	3	RC造	S44.4.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
26	松飛台小学校	五香西四丁目22番地の1	17,265.00	7,650.49	0	4	RC造	S44.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
27	松ヶ丘小学校	松戸新田159番地	13,511.00	5,449.47	0	4	RC造	S45.8.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
28	柿ノ木台小学校	二十世紀が丘柿の木町111番地	14,117.00	7,009.46	0	4	RC造	S46.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
29	古ヶ崎小学校	古ヶ崎四丁目3,620番地の1	14,202.00	7,735.31	0	4	RC造	S46.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
30	六実小学校	六高台四丁目131番地	14,488.00	5,830.63	0	4	RC造	S46.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
31	八ヶ崎小学校	八ヶ崎六丁目53番地の1	15,000.00	6,329.81	0	4	RC造	S46.9.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
32	梨香台小学校	高塚新田512番地の13	13,809.00	6,282.94	0	5	RC造	S47.4.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
33	寒風台小学校	松戸新田316番地の25	11,140.00	5,856.97	0	5	RC造	S47.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
34	河原塚小学校	河原塚47番地の1	13,532.00	5,930.12	0	5	RC造	S49.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
35	和名ヶ谷小学校	和名ヶ谷1,085番地	14,993.00	6,959.21	0	5	RC造	S50.4.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
36	旭町小学校	旭町一丁目20番地の2	15,065.00	8,494.90	0	5	RC造	S50.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
37	牧野原小学校	牧の原435番地の1	15,700.00	8,387.02	0	5	RC造	S50.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
38	貝の花小学校	小金原八丁目10番地	23,140.00	7,093.72	0	3	RC造	S51.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
39	金ヶ作小学校	金ヶ作317番地	17,484.00	5,147.86	0	5	RC造	S51.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
40	馬橋北小学校	新松戸南二丁目1番地	14,553.00	7,193.98	0	5	RC造	S51.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
41	殿平賀小学校	殿平賀339番地の1	13,783.00	6,169.83	0	5	RC造	S51.10.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
42	横須賀小学校	新松戸北二丁目13番地の1	20,394.00	7,301.57	0	5	RC造	S52.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
43	八ヶ崎第二小学校	八ヶ崎三丁目3番地の1	14,336.00	5,715.72	0	4	RC造	S52.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
44	六実第二小学校	六実二丁目34番地の1	15,875.00	5,066.25	0	5	RC造	S52.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
45	新松戸南小学校	新松戸六丁目301番地	13,269.00	7,177.61	0	4	RC造	S53.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
46	松飛台第二小学校	松飛台59番地	14,869.00	5,917.71	0	3	RC造	S53.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
47	上本郷第二小学校	上本郷2,677番地	16,625.00	5,785.69	0	4	S造	S44.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
48	大橋小学校	二十世紀が丘梨元町32番地	13,335.00	5,759.27	0	4	RC造	S56.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
49	六実第三小学校	六高台三丁目141番地	14,894.00	6,398.57	0	5	RC造	S47.6.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
50	幸谷小学校	幸谷212番地の2	14,451.00	5,926.53	0	4	RC造	S58.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
51	新松戸西小学校	小金1,180番地	17,286.00	6,972.50	0	3	RC造	S62.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
52	東松戸小学校	紙敷一丁目19番地の1	10,571.91	10,582.00	0	5	RC造	H28.3.25	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
53	旧古ヶ崎南小学校	古ヶ崎一丁目3073番地	12,888.00	5,590.53	0	4	RC造	S57.3.1	◎			別表 (い) 欄 (3) 学校	
54	水道部小金庁舎	二ツ木2003番地の1	2,716.49	720.17	0	2	RC造	H22.3.18	◎			令14条の2 事務所 (F≧3 200㎡超)	

安全面で緊急に対応が必要な箇所

人身事故のおそれなど安全面で緊急対応が必要な箇所については、下記1～3のとおり

1. 人身事故 : 人身事故のおそれがある箇所

(部材の落下、部材の脱落による転落等)

- ・ 壁材や天井材(点検口を含む)・照明器具や懸垂物等の落下、外灯・引き込み柱の倒壊等、落下物等による人身事故の危険性がある箇所
- ・ 手摺・転落防止柵のぐらつき等、転落事故の危険性がある箇所
- ・ 土地の陥没・床面の不陸等、転倒事故の危険性がある箇所

2. 火災時の被害拡大 : 火災発生時等に法の求める被害の拡大防止が図れない箇所

(防火設備の不作動等)

- ・ 防火扉・シャッターの閉鎖不良や欠損等、防災設備の不具合

3. 火災時の避難確保 : 火災発生時等に法の求める避難確保が図れない箇所

(避難設備の不作動等)

- ・ 排煙窓の開閉不良・避難経路の支障物

調査結果表

点検実施日 令和 年 月 日

当該調査に 関与した調 査者	代表となる調査者	氏名
	その他の調査者	

番号	調査項目	調査結果			指摘 番号
		指摘 なし	要是正	緊急性 高い	
1	敷地及び地盤				
(1)	地盤				
(2)	敷地				
(3)	敷地内の通路				
(4)					
(5)					
(6)	塀				
(7)					
(8)	擁壁				
(9)					
2	建築物の外部				
(1)	基礎				
(2)					
(3)	土台（木造に限る。）				
(4)					
(5)	外壁 躯体等				
(6)					
(7)					
(8)					
(9)					
(10)					
(11)	外装仕上げ材等				
(12)					
(13)					
(14)					
(15)	窓サッシ等				
(16)					
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等				
(18)					
3	屋上及び屋根				
(1)	屋上面				
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）				
(3)					
(4)					
(5)					
(6)	屋根（屋上面を除く。）				
(7)					
(8)	機器及び工作物（冷却等設備、広告塔等）				
(9)					
4	建築物の内部				
(1)	防火区画				
(2)					
(3)					
(4)	防火区画の外周部				
(5)					
(6)	壁の室内に面する部分 躯体等				
(7)					
(8)					
(9)					
(10)					
(11)	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁等に限る。）				
(12)					
(13)					

(14)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				
(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況			
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況			
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(20)		耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況			
(21)			部材の劣化及び損傷の状況			
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況			
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況			
(24)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況			
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況			
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸（令第112条第19項2号に掲げる戸に限る。以下この表において同じ。）	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況				
(27)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくくり戸の設置の状況				
(28)		防火扉又は戸の開放方向				
(29)		戸の本体と枠の劣化及び損傷の状況				
(30)		戸の閉鎖又は作動の状況				
(31)		戸の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況				
(32)		常時閉鎖又は作動した状態にある戸の固定の状況				
(33)		照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況			
(34)	警報設備	警報設備の設置の状況				
(35)		警報設備の劣化及び損傷の状況				
(36)	スプリンクラー設備（令和6年国土交通省告示第284号第1号又は第2号に規定するスプリンクラー設備）	スプリンクラー設備の設置の状況				
(37)		スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況				
(38)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況				
(39)		採光の妨げとなる物品の放置の状況				
(40)		換気のための開口部の面積の確保の状況				
(41)		換気設備の設置の状況				
(42)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況				
(43)		吹付け石綿等の劣化の状況				
(44)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況				
(45)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損				
5	避難施設等					
(1)	令第120条第2項に規定する通路		令第120条第2項に規定する通路の確保の状況			
(2)	廊下		幅員の確保の状況			
(3)			物品の放置の状況			
(4)		出入口	出入口の確保の状況			
(5)	屋上広場		物品の放置の状況			
(6)			屋上広場の確保の状況			
(7)		避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況			
(8)			手すり等の劣化及び損傷の状況			
(9)	階段		物品の放置の状況			
(10)			避難器具の操作性の確保の状況			
(11)		階段		直通階段の設置の状況		
(12)				幅員の確保の状況		
(13)				手すりの設置の状況		
(14)				物品の放置の状況		
(15)				階段各部の劣化及び損傷の状況		
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況			
(17)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況			
(18)			開放性の確保の状況			
(19)	特別避難階段		バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況			
(20)			付室等の排煙設備の設置の状況			
(21)			付室等の排煙設備の作動の状況			
(22)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況			
(23)			物品の放置の状況			
(24)	等排煙壁	防煙壁	防煙区画の設置の状況			
(25)			防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況			
(26)	排煙設備	排煙設備	排煙設備の設置の状況			
(27)			自然排煙口の維持保全の状況			
(28)	その他	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況			
(29)			非常用の進入口等の維持保全の状況			

(30)	他の設備等	非常用エレベーター	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況				
(31)			乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況				
(32)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況				
(33)			乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(34)			物品の放置の状況				
(35)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況				
(36)		非常用の照明装置の作動の状況					
6	その他						
(1)	特殊な構造	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況				
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況				
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）				
(4)			上部構造の可動の状況				
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況				
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況				
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況				
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況				
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況				
7	上記以外の調査項目						
その他確認事項							
法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無							
□有（ ）階 □無							
特記事項							
番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月			

(注意)

- ① この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「調査者番号」欄は、資格証写しで確認できる場合は省略できます。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、「調査結果」欄に斜線を入れてください。
- ⑤ 「調査結果」欄は、別表第1(イ)欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第1(イ)欄に掲げる調査項目について(ハ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「緊急性高い」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、安全面で緊急的に対応が必要な箇所が確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「指摘番号」欄は、別添1様式のなかから、調査項目に該当する番号を記載してください。
- ⑩ 7「上記以外の調査項目」欄は、第2の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、⑤から⑧に準じて調査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑪ 「その他確認事項」は、本市が貸与した資料の範囲で、法第12条第3項の規定による検査を要する随時閉鎖又は作動ができる防火設備の設置の有無を確認できる場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- ⑫ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください
- ⑭ 要是正とされた調査項目については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。

